

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会表彰制度規程

(目的)

第1条 この規程は、バイオディーゼル燃料の普及に向けて、一層の推進及びそれに従事する者の意欲向上に資するため、バイオディーゼル燃料に関して優れた功績をあげた者に対する全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会（以下「協議会」という。）による表彰の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この表彰は、協議会により行う。

(経費)

第3条 本表彰事業のために必要な経費は、協議会の事業費をもって充てるものとする。

(表彰対象者)

第4条 表彰は、バイオディーゼル燃料の普及推進に優れた功績をあげた個人または団体に対して授与する。

(表彰の申請)

第5条 表彰の申請にあたっては、次の手順による。

- 2 表彰に際しては、幹事会が要領を定めて事務局を通じて応募開示する。
- 3 表彰を受けようとする者又は表彰の候補者を推薦しようとする者は、前項の要領に従い、必要書類等を協議会事務局に提出するものとする。ただし、特別に事情があるときは、この限りでない。
- 4 3項に関わらず、幹事会として推薦することができる。
- 5 協議会事務局は受領した申請書又は推薦書等を幹事会に提出する。

(表彰対象者の決定)

第6条 協議会事務局は、第5条により申請又は推進があつた者をまとめ、幹事会へ提出する。

- 2 幹事会は、事務局から提出された者の中から審査をし、表彰対象者を会長に推薦する。
- 3 会長は、幹事会からの推薦者の中から最終の表彰対象者を決定する。

(表彰の実施)

第7条 表彰は、原則として総会で行う。ただし、特別に事情があるときは、この限りでない。

- 2 表彰は、協議会から表彰対象者に対し、それぞれ賞状を授与することにより行う。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は幹事会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年5月13日から施行する。